

香川県報



第 59 号

平成 16 年

7月27日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

介護保険法の規定による事業者の指定 （長寿社会対策課）
一

介護保険法の規定による事業所の名称及び所在地の変更の届出

介護保険法の規定による事業の廃止の届出 （ ）
五

介護保険法の規定による指定の辞退の届出 （ ）
六

公告

特定計量器定期検査の実施 （計量検定所）
七

土地改良事業計画変更の適否決定 （土地改良課）

土地改良区の定款の変更の認可 （ ）

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 （都市計画課）

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出 八

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出 九

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

監査委員公表

監査結果に基づく措置の公表

告示

香川県告示第五百二十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成十六年七月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス の種類
三七七〇一 〇三三三六	高松さんさん荘老人訪 問介護センター 高松市西植田町四二一 二番地一	社会福祉法人燦々会 理事長 小比賀剛一 香川県香川町川内原一 〇三番地一	平成十六年 七月十五日	訪問介護
三七七〇六 〇〇一九九	介護サービスオレンジ ハウス さぬき市大川町富田中 七二四番地	有限会社和 松下和規 代表取締役 松下和規 さぬき市大川町富田中 七二四番地	"	訪問介護 居宅介護 支援
三七七一三 〇〇四七六	ケアプランセンター憩 木田郡三木町大字田中 四四六八番地一	有限会社さぬきヒュー ネット 代表取締役 横山幸栄 さぬき市寒川町石田東 甲一一三六番地六	平成十六年 七月十六日	居宅介護 支援

香川県告示第五百二十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。
平成十六年七月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	指定居宅サービス事業 者及び指定居宅介護支 援事業者の名称、代表 者の氏名及び主たる事 務所の所在地	変更年月日	サービス の種類

三七七〇一 〇一六〇二	(変更前) 株式会社おもいやり 高松市一宮町三二〇番 地一 (変更後) 株式会社おもいやり 高松市鹿角町二二二番 地五	株式会社おもいやり 代表取締役 中西毅 高松市鹿角町二二二番 地五	平成十六年 二月一日	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇二四六九	(変更前) 企業組合労協センター 事業団 高松市上之町三丁目一 〇四 (変更後) ワーカースコープまんとん 高松市上之町三丁目一 〇四	企業組合労協センター 事業団 代表理事 岩城雄作 東京都豊島区南大塚二 丁目三三番一〇号	平成十六年 二月十六日	訪問介護
三七七〇一 〇二七九〇	(変更前) 居宅介護支援事業所よ りあい 高松市郷東町二一番地 一一 (変更後) 居宅介護支援事業所よ りあい 高松市郷東町七番地二	有限会社弦打 取締役 加藤永子 高松市郷東町二一番地 一一	平成十六年 二月十八日	居宅介護 支援
三七七〇六 〇〇〇八二	(変更前) 有限会社ケアサービス たなか さぬき市多和中山上九 一番地二二 (変更後) 有限会社ケアサービス たなか 高松市十川西町六八六 番地一〇	有限会社ケアサービス たなか 代表取締役 田中義隆 高松市十川西町六八六 番地一〇	平成十六年 三月一日	訪問介護
三七七〇一	(変更前) 株式会社ナガセ 小豆郡池田町池田二二 二五番地 (変更後) 株式会社ナガセ 小豆郡池田町池田二二 八番地三六	株式会社ナガセ 代表取締役 長瀬昭平 小豆郡池田町池田二二 二五番地	平成十六年 三月三十日	福祉用具 貸与
三七七〇一	(変更前) 訪問看護ステーション みとよ 三豊郡豊中町大字本山 甲一〇八〇番地四 (変更後) 香川井下病院訪問看護 ステーション 三豊郡大野原町大字花 稻八一八番地一	医療法人社団豊南会 理事長 井下謙司 三豊郡大野原町大字花 稻八一八番地一	平成十六年 四月一日	訪問入浴 介護 訪問看護
三七七〇一	(変更前) 指定居宅介護支援事業 所なでしこ 高松市三奈町下所二二 四七 (変更後) 指定居宅介護支援事業 所なでしこ 高松市多肥上町一三三 一	社会福祉法人社団恩賜 財団済生会支部香川県 済生会病院 小川 裕道 高松市桜町一丁目一六 番四号	"	居宅介護 支援
三七七〇一	(変更前) 有限会社ハロータクシ	有限会社ハロータクシ	"	訪問介護

〇二三四七	有限会社木太タクシー 介護事業部 高松市木太町一三五六 番地三 (変更後) 八口介護事業部 高松市木太町一三五六 番地三	代表取締役 寺師静雄 高松市木太町一三五六 番地三		居宅介護 支援
三七七〇一 〇二四一〇	(変更前) 有限会社ケアファミリ 高松市由良町四二二番 地一 クレイドル 四 (変更後) 有限会社ケアファミリ	有限会社ケアファミリ 取締役 河田昇 高松市上林町三一七番 地二	"	居宅介護 支援
三七七〇一 〇二六二六	(変更前) グループホームそよ風 高松市多肥上町五〇四 番二 (変更後) グループホームそよの 里 高松市多肥上町五〇四 番二	有限会社そよ風 代表取締役 中川匡 高松市福岡町三丁目一 五番三八号	"	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇二七〇九	(変更前) 介護付有料老人ホーム あすか高松木太 高松市木太町二七五三 番地二 (変更後) リハビリホームあすか 高松木太	株式会社アイ・デイ ・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町二丁目三六 一番地四	"	特定施設 入所者生 活介護

三七七〇一 〇二七二五	(変更前) 指定居宅介護支援事業 所あすか高松 高松市伏石町二二三〇 番地一 (変更後) 指定居宅介護支援事業 所あすか高松 高松市木太町二七五三 番地二	株式会社アイ・デイ ・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町二丁目三六 一番地四	"	居宅介護 支援
三七七〇二 〇〇二〇六	(変更前) マイルドハート丸亀居 宅介護支援事業所 丸亀市今津町二一九番 地二 (変更後) マイルドハート丸亀居 宅介護支援事業所 丸亀市今津町一八六番 地一	社会福祉法人鷗足津福 祉会 理事長 小松守 綾歌郡宇多津町浜五番 丁五三番地一一	"	"
三七七二五 〇〇〇三四	(変更前) 綾南町老人介護支援セ ンター 綾歌郡綾南町大字陶五 七七九番地 (変更後) 綾南町老人介護支援セ ンター 綾歌郡綾南町大字陶一 七二〇番地一	綾南町 町長 藤井賢 綾歌郡綾南町大字滝宮 二九九番地	"	"
三七七二七 〇〇四八五	(変更前) 居宅介護支援センター みとよ 三豊郡豊中町大字本山	医療法人社団豊南会 理事長 井下謙司 三豊郡大野原町大字花 稻八一八番地一医療法	"	"

<p>三七七〇三 〇〇五六八</p>	<p>(変更前) 訪問介護ケアネットみ とよ 三豊郡豊中町大字本山 甲一〇八〇番地四 (変更後) 香川井下病院ヘルパー ステーション 三豊郡大野原町大字花 稲八一八番地一</p>	<p>医療法人社団豊南会 理事長 井下謙司 三豊郡大野原町大字花 稲八一八番地一</p>	<p>〃</p>	<p>訪問介護</p>
<p>三七七〇一 〇〇八八五</p>	<p>(変更前) 株式会社コムスン高松 東ヶアセンター 高松市春日町一五九三 番地一 (変更後) 株式会社コムスン高松 屋島ヶアセンター 高松市高松町一七一八 二</p>	<p>株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木六丁 目一〇番一号六本木ヒ ルズ森タワー</p>	<p>平成十六年 五月一日</p>	<p>訪問介護 居宅介護 支援</p>
<p>三七七〇三 〇〇〇八九</p>	<p>(変更前) 西山脳神経外科病院介 護支援ステーション 坂出市加茂町五九三番 地一 (変更後) 西山脳神経外科病院介 護支援ステーション 坂出市加茂町五九一 番地</p>	<p>医療法人社団西山脳神 経外科病院 理事長 西山直志 坂出市加茂町五九三番 地一</p>	<p>〃</p>	<p>居宅介護 支援</p>
<p>三七七〇三 〇〇二六一</p>	<p>(変更前) 西山脳神経外科病院テ ィケアセンター 坂出市加茂町五九三番 地一 (変更後) 西山脳神経外科病院テ ィケアセンター 坂出市加茂町五九一 番地</p>	<p>医療法人社団西山脳神 経外科病院 理事長 西山直志 坂出市加茂町五九三番 地一</p>	<p>〃</p>	<p>通所リハ ビリテ ィション</p>
<p>三七七〇三 〇〇二九五</p>	<p>(変更前) 西山脳神経外科病院訪 問介護センター 坂出市加茂町五九三番 地一 (変更後) 西山脳神経外科病院訪 問介護センター 坂出市加茂町五九一 番地</p>	<p>医療法人社団西山脳神 経外科病院 理事長 西山直志 坂出市加茂町五九三番 地一</p>	<p>〃</p>	<p>訪問介護</p>
<p>三七七〇五 〇〇一五九</p>	<p>(変更前) 富士居宅介護支援事業 所 観音寺市観音寺町甲二 九二三番地鴨田ビル二 階 (変更後) 富士居宅介護支援事業 所 観音寺市観音寺町甲二 八九九番地三</p>	<p>医療法人社団素耕会 理事長 藤田周一郎 観音寺市観音寺町甲三 〇〇二番地</p>	<p>〃</p>	<p>居宅介護 支援</p>
<p>三七七二四 〇〇二六八</p>	<p>(変更前) 居宅介護支援事業所悠 悠香南 香川郡香南町西庄一八 二番地一 (変更後)</p>	<p>悠悠有限公司 代表取締役 香川睦子 香川郡香南町西庄一八 二番地一</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

居宅介護支援事業所悠 悠香南 香川郡香南町西庄六九 二番地一				
---	--	--	--	--

香川県告示第五百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十六年七月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七七七一 〇〇〇三二	仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字仁尾 辛四二番地三	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会 会長 山地宏 三豊郡仁尾町大字仁尾 辛三四番地三	平成十五年 九月三十日	居宅介護 支援
三七七〇一 〇一三〇五	山内機械株式会社高松 営業所 高松市藤塚町三丁目一 六	山内機械株式会社 代表取締役 山内勇夫 丸亀市土器町東七丁目 八七三番地	平成十五年 十二月二十 六日	福祉用具 貸与
三七一一五 一一〇四二	医療法人社団有史会高 島病院 綾歌郡国分寺町新名五 〇〇番地一	医療法人社団有史会 理事長 高島敏史 綾歌郡国分寺町新名五 〇〇番地一	平成十六年 一月三十一 日	訪問介護
三七一一三 一〇五五一	医療法人社団讃陽堂松 原病院 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	医療法人社団讃陽堂 理事長 松原奎一 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	平成十六年 二月二十九 日	短期入所 療養介護

三七七〇一 〇二二六一	悠久の里高松西 高松市飯田町一三三四 番地四	ジー・エイチ・ケイ有 限会社 代表取締役 藤井照芳 高松市新北町二七番地 二〇号	平成十六年 二月二十九 日	痴呆対応 型共同生 活介護
三七六一一 九〇〇二八	介護支援サービスセン ター大川荘 さぬき市大川町富田西 一二七二番地四	有限会社介護支援サー ビスセンター大川荘 代表取締役 木村明美 さぬき市大川町富田西 一三五番地一	平成十六年 二月二十九 日	訪問看護
三七七七一 〇〇六六〇	すばる介護支援センタ ー 東かがわ市松原一〇一 一番地二	特定非営利活動法人す ばる 理事長 長谷川勇 東かがわ市松原一〇一 一番地二	平成十六年 三月二十五 日	居宅介護 支援
三七六〇四 九〇〇三三	訪問看護ステーション ほがらか 普通寺市上吉田町六丁 目八九	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 二四	平成十六年 三月三十一 日	"
三七七〇一 〇一三五四	ハローシンシア 高松市宮脇町二丁目二 二番五号	有限会社ハロータクシ ー 代表取締役 寺師静雄 高松市木太町一三五六 番地三	"	訪問介護
三七七〇七 〇〇〇一五	社会福祉法人東かがわ 市社会福祉協議会ひけ た 東かがわ市引田九九一 番地	社会福祉法人東かがわ 市社会福祉協議会 会長 中條弘矩 東かがわ市湊一八〇九 番地	"	"
三七七〇七 〇〇〇三一	社会福祉法人東かがわ 市社会福祉協議会おお ち 東かがわ市三本松一二 九五番地一五	社会福祉法人東かがわ 市社会福祉協議会 会長 中條弘矩 東かがわ市湊一八〇九 番地	"	訪問介護 訪問入浴 介護

公 告

香川県公告第三百九十号
 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる場合に該当するものを除く。)の定期検査を次のとおり実施する。
 平成十六年七月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 定期検査の対象となる特定計量器
 非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表のとおり

検査区域 (東かがわ市)	検査日	検査時	検査場所
南野・鷹宿・坂元	9月13日	10:30~11:30	東かがわ市多目的研修センター
小海・市田・引田	9月13日	13:00~15:00	東かがわ市役所引田庁舎
引田	9月14日	10:30~15:00	東かがわ市役所引田庁舎
石名・与田山・西山・東山・入野山	9月15日	10:00~11:30	東かがわ市役所福栄出張所
田嶋・兼・伊座	9月15日	13:00~15:00	香川県農協白鳥支店
松原	9月16日	10:00~15:00	東かがわ市女性センター
町田・土肥・大谷 三股・小砂・馬 嶽・小瀬・築台・ 丹山	9月27日	10:00~11:30	東かがわ市丹生公民館

三三七一四 〇〇〇五二	介護支援なおしま社協 香川郡直島町三六九四番地一	社会福祉法人直島町社 会福祉協議会 会長 濱田孝夫 香川郡直島町三六九四番地一	"	通所介護
三七一〇四 一〇九六四	医療法人社団あかつき 会山下内科医院 善通寺市善通寺町五丁目六番二八号	医療法人社団あかつき 会 理事長 山下正樹 善通寺市善通寺町五丁目六番二八号	平成十六年 三月三十一日	訪問介護
三三七〇四 〇〇二一〇	善通寺前田病院ホーム ヘルパーステーション 愛の手 善通寺市中村町八七九番地四	医療法人社団純心会 理事長 前田隆史 善通寺市中村町八九四番地一	平成十六年 四月一日	"
三三七〇一 〇〇八八五	株式会社コムスン高松 東ヶアセンター 高松市春日町一五九三番地一	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ビルズ森タワー	平成十六年 四月三十日	訪問入浴 介護

香川県告示第五百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から指定の辞退について次のとおり届出があった。

平成十六年七月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七一三三 一〇五五一	事業所の名称 及び所在地 医療法人社団讃陽堂松 原病院 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 医療法人社団讃陽堂 理事長 松原奎一 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	辞退年月日 平成十六年 二月二十九日	サービスの 種類 介護療養 型医療施設
---------------------------------	--	--	--------------------------	------------------------------

西村・中筋・水主 ・川東・横内		13:00～15:00	東かがわ市大内人權センター
三本松	9月28日	10:00～15:00	東かがわ市役所大内庁舎
東かがわ市・さぬ き市(再検査)	10月25日	10:00～12:00	志度働く婦人の家
検査区域 (さぬき市)	検査日	検査日時	検査場所
鶴羽	9月29日	10:00～11:30	津田多目的研修集会施設
津田		13:00～15:00	津田働く婦人の家
津田	9月30日	10:00～15:00	津田働く婦人の家
多和	10月7日	10:30～11:30	さぬき市立多和小学校
造田		13:00～15:00	長尾公民館造田分館
昭和・西・東・名 ・前山	10月8日	10:00～15:00	長尾公民館
寒川町	10月13日	10:00～14:30	寒川公民館
大川町	10月14日	10:00～15:00	さぬき市大川支所
鴨部	10月15日	10:00～11:30	香川県農協鴨部支所
小田		13:00～15:00	小田漁村センター
鴨庄	10月18日	10:00～11:30	香川県農協鴨庄支店
志度		13:00～15:00	志度働く婦人の家
志度・末	10月19日	10:00～15:00	志度働く婦人の家
東かがわ市・さぬ き市(再検査)	10月25日	10:00～12:00	志度働く婦人の家

香川県公告第三百九十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する
 同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、飯山町が土地改
 良事業(非補助土地改良事業(区画整理事業)下新開地区)計画を変更することについて
 平成十六年七月七日通告と決定した。
 その関係書類を飯山町産業振興課において平成十六年八月三日から同月二十三日まで縦
 覧に供する。
 平成十六年七月二十七日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百九十二号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、坂出市西
 庄土地改良区の定款の変更を平成十六年七月八日認可した。
 平成十六年七月二十七日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百九十三号
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定により飯山町
 北岡北土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので
 同条第四項の規定により次のとおり公告する。
 平成十六年七月二十七日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称 飯山町北岡北地区土地区画整理組合
 二 事業施行期間 平成十四年八月二日から平成二十一年三月三十一日まで
 三 施行地区 綾歌郡飯山町東坂元字秋常の一画
 四 事務所の所在地 綾歌郡飯山町川原一一四番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年八月二日

六 変更認可の年月日

平成十六年七月二十七日

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年七月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 一以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
香川県自由民主党軍恩支部	塩田 明良	塩田 明良	綾歌郡宇多津町二五五七一七

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大川地区医師連盟	根本 栄記	松岡 則良	さぬき市津田町津田一六七三
香川県接骨師連盟	山田 喜通	桑島 昭博	高松市中野町一三一

香川県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出

事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年七月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県医療会支部	主たる事務所所在地	高松市天神前一	高松市番町五四
自由民主党香川県参議院選挙区第二支部	主たる事務所所在地	高松市上天神町五六〇一	高松市番町五六三〇
自由民主党香川県支部連合会	代表者の氏名	平井 卓也	木村 義雄
自由民主党香川県傷痍軍人会支部	代表者の氏名	城 武夫	廣田甚太郎
自由民主党香川県宅建支部	会計責任者の氏名	佐竹 克彦	日下 雅彦
自由民主党高松市さぬき支部	代表者の氏名	山本 啓一	真鍋 康彦
自由民主党林支部	主たる事務所所在地	高松市六条町一〇三五	高松市六条町二二六二
	代表者の氏名	太田五十七	大熊 秋義

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
香川県医師連盟	主たる事務所所在地	高松市天神前一	高松市番町五四
香川県不動産政治連盟	会計責任者の氏名	佐竹 克彦	日下 雅彦

監査委員公表

香川県監査委員公表第11号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年7月27日

香川県監査委員 鎌田守恭
 同 名和基延
 同 石川稠治
 同 広瀬員義

行政監査の結果に対する措置状況

美術品の管理・活用について

対象機関	項目	改善又は検討を要する事項（要約）	左に對して講じた措置等
環境・水政策課	美術品の管理・活用	坂出市王越町の国立公園内に設置している石彫作品の重要物品票には、種目や題名等が適切に記載されていない。重要物品票には、所定事項を適切に記載する必要がある。	瀬戸内海国立公園大崎山園地内に設置されている流政之氏制作の「またきまい像」は昭和43・44年に園地修景工事として整備された。その後、平成11・12年に像周辺の改修工事が行われ、舞台・像等が一新された。 この「またきまい像」については、これまで物品として取り扱われていたが、舞台や台座等と一体となり園地事業として整備されたもの（自然公園法施行令第1条公園事業となる施設の種類；園地、展望施設）であり、公園施設の一部として公有財産の雑工作物（記念工作物）として取り扱うべきものであることから、「重要物品」登録を廃止し、工作物として登録した。

日本行政書士政治連盟香川県支部	主たる事務所の所在地	高松市太田上町九七六九	高松市林町二二七一一五
山内としお後援会	主たる事務所の所在地	高松市番町五三〇	高松市上天神町五六〇一

香川県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年七月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称	自由民主党香川県行政書士支部
自由民主党香川県高松市第七支部	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	ほり英一後援会
山田としお後援会	

香川県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年七月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
山田 徹郎	高松市議会議員	山田としお後援会

産業政策課	同上	<p>取得した美術品について、備品出納手続の遅延等により、平成15年度に入ってから備品取得登録が行われたものがあつた。美術品を取得したときは、会計規則等の規定に基づき、速やかに出納手続を行う必要がある。</p>	<p>今後は会計規則等の規定に基づき適正に処理する。</p>	文化行政課	同上	<p>取得した美術品について、備品出納手続の遅延等により、平成15年度に入ってから備品取得登録が行われたものがあつた。美術品を取得したときは、会計規則等の規定に基づき、速やかに出納手続を行う必要がある。</p>	<p>今後は会計規則に基づき速やかに出納手続を行う。</p>
経営支援課	同上	<p>取得した美術品について、備品出納手続の遅延等により、平成15年度に入ってから備品取得登録が行われたものがあつた。美術品を取得したときは、会計規則等の規定に基づき、速やかに出納手続を行う必要がある。</p>	<p>今後は会計規則等の規定に基づき適正に処理する。</p>	文化会館	同上	<p>保管している美術品の展示については、作家や部門等によるテーマを設定して実施されているところであるが、近年、展示実績のない作品や展示回数が少ない作品については、積極的に展示し、県民により多くの美術品を鑑賞する機会を提供することが望まれる。</p>	<p>平成15年度から新たに、文化会館と歴史博物館において文化会館の所蔵作品展を年4回開催している。また、市町美術館等との共催で展覧会の開催を検討するなど、今後とも、収蔵作品を積極的に活用し、県民により多くの美術品を鑑賞する機会を提供に努める。</p>
		<p>県庁本館ロビーに設置している石彫作品及びサンメッセ香川に展示している日本画の重要物品票には、題名や製作者名等が適切に記載されていない。重要物品票には、所定事項を適切に記載する必要がある。</p>	<p>指摘後直ちに重要物品票に所定事項を記載しており、今後はこのようなことがないよう適正に処理する。</p>			<p>保管している美術品を有効に活用するため、展示履歴等のデータベース化を検討することが望まれる。</p>	<p>保管している美術品については、展示履歴等のデータベース化を進めている。</p>
		<p>県庁本館ロビーに設置している石彫作品は、重要物品票では「工芸」に分類されているが、その実態からみて「彫刻」に分類されるべきものである。美術品の分類は、その実態に即して適切に行う必要がある。</p>	<p>指摘後直ちに分類の変更をしており、今後はこのようなことがないよう適正に処理する。</p>			<p>保管している美術品については、担当職員以外の職員でも美術品が特定できる表示方法に改め、適切な管理を行う。</p>	<p>保管している美術品については、担当職員以外の職員でも美術品が特定できる表示方法に改め、適切な管理を行う。</p>

歴史博物館（文化行政課）	同上	<p>保管している美術品（歴史資料）の展示については、テーマを設定して実施されているところであるが、これまで展示実績のないものや展示回数のないものについては、積極的に展示し、県民に鑑賞の機会を提供することが望まれる。</p>	<p>展示実績のないものや展示回数の少ないものについては、収蔵資料展を開催して展示するほか、テーマを工夫するなどして積極的に展示し、県民の鑑賞機会の充実に努める。</p>
漆芸研究所	同上	<p>保管している美術品を有効に活用するため、展示履歴等のデータベース化を検討することが望まれる。</p> <p>漆芸品の陳列室については、室内の温度や湿度等の環境条件は、必ずしも工芸品の保管場所に適しているとはいえないので、漆器の持つ性質を考慮して、保管環境の改善について検討する必要がある。</p>	<p>収蔵資料については、収蔵資料管理システムによりデータベース化を進めており、その内、美術品については、展示履歴や他館への貸出履歴のデータベース化が平成15年度末に完了している。</p> <p>漆芸品の陳列室については、漆芸研究所整備事業の中で保管環境の改善を図ることとしている。なお、重要な作品については、新しい研究所ができるまで陳列室での常時展示を中止し、環境条件の整った施設に一時保管している。</p>

平成十六年七月二十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています